



## 債権差押の競合

**渡辺 健寿** (わたなべ けんじゅ)

渡辺健寿法律事務所  
弁護士



### 質問

先日、裁判所から当社あてに、当社の従業員Aの債権者Bが申し立てたAの給与の差押命令が届きました。引き続きAの債権者Cが申し立てたAの給与の差押命令が届きました。BとCの請求債権の合計額は、差し押さえられたAの給与の額を超えています。当社は差し押さえられたAの給与をBとCにどのように支払えばよいでしょうか。

#### 1 債権差押命令を受けた第三債務者の対応

差押がなされた債権にかかる支払義務者を「第三債務者」といい、差押を行った債権者に対して本来支払義務を負う「債務者」と区別されます。本件給与差押命令でいえば、BとCに対し支払義務を負うAが債務者、Aに給与支払義務を負う当社が第三債務者です。

裁判所から債権差押命令が届いた（送達）時点から、債務者は第三債務者に対する債権の取立てやその他の処分を禁止され、第三債務者は債務者に対し弁済することが禁止されます（民事執行法145条①、④）。第三債務者は、債権差押命令送達後直ちに債権者に対し弁済しなければならないわけではありません。債権差押命令が債務者に送達された日から1週間を経過すると債権者に取立権が発生し（同法155条①）、債権者は弁済期が到来している債権については債務者に代えて直接第三債務者に対し支払うよう求めることができるよう

になります。第三債務者は、弁済期が到来した債務について取立権を有する債権者から請求があったから支払うことで足りず。

債権差押命令送達後に第三債務者が差し押さえられた債権を債務者に弁済してしまった場合、第三債務者は差押債権者との関係においては当該債務につき責任を免れることができず、第三債務者は差押について二重払いを余儀なくされます。

具体的な支払の仕方については債権者と第三債務者とで協議することになります。債権者が直接第三債務者を訪ねて取り立てることもできますが、多くの場合は第三債務者の承諾を得て、第三債務者から債権者の指定する預貯金口座への振込送金の方法が用いられます。差押対象の債権が給与や賃料のような定期金債権である場合は、第三債務者は差押債権の額が債権者の請求債権全額に満つるまでの間、給与や賃料の各支払期限までにその都度振込送金することになります。

## 2 債権差押と執行供託

債権差押命令が送達された第三債務者としては、債権者に弁済する以外に供託を行うことで対応することが可能です（権利供託）。また、事案によっては第三債務者として供託をしなければならないことがあります（義務供託）。これらの供託を執行供託といいます。

### (1) 権利供託

金銭債権差押において、第三債務者は、差押にかかる金銭債権（差押命令により差し押さえられた金銭債権に限る）の全額に相当する金銭を債務履行地の供託所に供託することができます（同法156条①）。

従業員の給与に対する債権差押に関し、従業員が多重債務に陥っており最初の取立の連絡があるまでに複数の差押命令の送達があることが見込まれるというような場合に、第三債務者は権利供託を利用することであらかじめ責任を免れることができます。

### (2) 義務供託

本件のように同一の債権に対し複数の差押があり、請求債権の合計額が差押債権の額を超えることを差押の競合と呼びます。差押が競合した場合、第三債務者は自己の判断で債権者に支払うことは許されず、差し押さえられた債権全額を債務履行地の供託所へ供託しなければなりません（同法156条②）。差押同士の競合だけでなく、差押と国税徴収法に基づく滞納処分が競合した場合にも供託の義務が生じます（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律36条の6）。

### (3) 配当手続

執行供託をした第三債務者は、供託書とともに事情届を裁判所へ提出しなければなりません（民事執行法156条③）。

執行供託がされた供託金について、裁判所は配当等を実施しなければなりません。裁判所は供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部を弁済することができる場合には、交付計算書を作成して、債権者に交付すべき弁済金および債務者に交付すべき剰余金を明らかにします。

供託金で各債権者の債権及び執行費用の全部の弁済ができない場合は、裁判所は配当期日において配当表を作成し、これに基づいて配当を実施します。

いずれの場合でも、配当等の実施は裁判所の書記官が支払委託書を供託所に送付し、同時に各債権者又は債務者に証明書を交付することになります。債権者が支払委託に基づく供託金の払渡しを受けるには、交付された証明書をもって供託所へ行き、供託物払渡請求書等必要書類を提出して還付請求の手続きをとることになります。

## 3 債権差押と債権譲渡

第三債務者に対する債権差押命令の送達と債権譲渡通知の到着とが重なることがあります。この場合、債権差押と債権譲渡の優劣が問題となりますが、差押の競合の場合と異なり、債権差押命令と債権譲渡通知の第三債務者への到達の先後により優劣を決することになります。債権差押命令が先着であれば債権譲渡は債務者による無効な処分となり債権差押が功を奏しますが、債権譲渡通知が先着であれば差押命令送達の時点で差押対象が存在しないことになるので債権差押は不奏功となり差押債権者は債権差押命令申立を取り下げざるを得ないことになります。

両者の到達の先後が不明の場合は、第三債務者は債権者不確知を理由として民法上の弁済供託（民法494条）をすることで責任を免れることができます。

## 4 本件の場合

第三債務者にあたる当社は、差押命令の送達を受けた時点で差押対象額についてAに給与として支払うことはできず、Aの給与に対するBとCの差押が競合しているので当社の判断でBとCに支払うこともできません。

当社は、今後、BとCが本件債権差押命令にかかる請求債権の回収を終えるまで、Aの毎月の給与のうち差押の対象額を供託所に供託し、その都度裁判所へ供託書と事情届を提出する必要があります。